

## 8 緊急時に備えてのチェックリスト

1. 旅券  
旅券は常に残存有効期間を確認するよう心がけて下さい。  
パラオへの入国には残存有効期間6ヶ月以上が必要です。  
残存有効期間が1年未満になりますと旅券の切替手続き  
ができますので、早めに手続きを行うようにして下さい。
2. 現金、貴重品、預金通帳等の有価証券、クレジットカード等  
は、旅券と同様にすぐに持ち出せるように保管しておいてくだ  
さい。
3. 携行品の準備  
避難場所への待避を必要とする事態を考え、上記1、2に加  
え、次の携行品を備えておき、必要なときにすぐに持ち出せ  
るようにしておきましょう。

- 衣類・着替え
- 防水・防寒着
- 履物(行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)
- 洗面具(タオル・歯磨きセット・石鹸等)
- 寝袋
- 非常用食料等(7日分程度)  
米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等  
の保存食料、ミネラルウォーター等
- 医薬品等  
家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、  
衛生綿、包帯等
- ラジオ  
現地放送の他、NHK国際放送(ラジオジャパン)、  
BBC等の短波放送も受信できるラジオ
- その他  
懐中電灯、予備電池、ライター、ろうそく、マッチ、  
ナイフ、缶切り、栓抜き、使い捨て食器、割り箸、  
簡単な炊事用具、ヘルメット、トイレトペーパー

## 9 生活上必要な電話番号

1. パラオ警察・消防・救急車(緊急時)..... 911  
  
(1) 消防・救急車..... 488-1411  
(2) パトロール..... 488-1422  
(3) 海上救護・捜索..... 488-5206
2. 病院  
(1) ベラウ国立病院 ..... 488-2552  
..... 488-2558  
(24時間体制の救急治療室)  
  
(2) ベラウ・メディカル・クリニック..... 488-2687  
診察時間：月～金曜  
午前8時～午前11時  
午後5時～午後8時
3. 入国管理局(滞在査証)..... 488-2498
4. パラオ政府観光局(PVA)..... 488-2793
5. 航空会社  
(1) ユナイテッド航空..... 488-2448  
..... 587-3529  
(2) 大韓航空..... 587-1090  
..... 587-1000  
(3) アシアナ航空..... 587-2250  
..... 779-0492  
(4) 中華航空..... 488-8888  
(パレイシアホテル内)
6. ラジオ放送  
Eco Paradise 87.9  
PWFM 89.9  
WWFM 89.5  
WPKR FM 88.9  
NHK国際放送(短波ラジオ)  
最新の周波数等は、NHKのウェブサイトから入手できます。  
<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/>

7. 在パラオ日本国大使館..... 488-6455  
..... 488-6456  
(1) 開館時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～正午  
午後1時～午後5時15分  
(2) 領事窓口 月曜日～金曜日 午前9時～正午  
午後1時～午後4時30分  
(3) 執務時間外、祝祭日 緊急携帯電話..... 775-6455  
..... 775-6456  
(4) ホームページ <http://www.palau.emb-japan.go.jp>

パラオ生活

安全の手引き

令和2年1月  
在パラオ日本国大使館

# 1 はじめに

パラオでの生活は、南国の開放的なイメージと親日的な国柄から、つい油断が生じやすい環境にあります。実際、政治的には安定しており、これまでテロや身代金目当ての誘拐事件などは発生していません。近年パラオ政府は麻薬取締の強化、警察官の増員・パトロールの強化に努めており、犯罪件数の総数は減少傾向にありますが、空き巣、窃盗、傷害、車上荒らし等の一般犯罪は依然として多く発生しています。

この「安全の手引き」では、パラオに在留する日本人の方一人ひとりが、当地の治安状況や防犯上注意すべきポイントや日頃より心がけておきたいことを簡潔にまとめています。皆様安心して快適な日常生活を送られる上で、何らかの参考になれば幸いです。

# 2 防犯

## 1. 防犯の基本的な心構え

海外においては、言語・風俗・習慣・社会制度の違いから、日本に居住している時以上に安全に注意を払う必要があります。我が家、或いは自分だけは大丈夫と思うことが犯罪者に付け入る隙を与えます。常に「備えあれば憂い無し」最低限の防犯対策を心がけましょう。事故や事件を未然に防ぐためにも「自分の身は自分で守る」の心構えが大切です。

## 2. パラオの犯罪傾向

パラオは大別するとコロール島、バベルダオブ島、ペリリュー島、アングウル島、カヤンゲル島及びその他離島に分かれています。ほとんどの犯罪がコロール島で発生しています。これまで「治安の良い国」と評価されてきましたが、泥酔者や薬物使用者による殺人、強姦、強盗等の凶悪犯罪も発生しています。近年犯罪件数の総数は減少傾向にありますが、空き巣、窃盗、傷害、車上荒らし等の一般犯罪は依然として多く発生していますので、十分な安全対策が必要です。

## 3. 防犯のための具体的な注意事項

### (1) 住居

- ▶ 住居を決定する際は、周辺の環境や犯罪発生状況といった治安情報を考慮に入れる。住居は、玄関・窓の施錠、鉄格子の設置等、防犯がきちんとしているか、また不審者が侵入可能な箇所はないかなどを確認する。
- ▶ ドア、ベランダやトイレの窓の施錠は常に習慣づける。数時間の外出においても、施錠する。
- ▶ 夜中に死角となるベランダや廊下等には、照明を設置すると共に、外部から部屋の中を物色されないように窓のカーテンは閉めておく。
- ▶ 旅券(パスポート)、現金、貴重品類、パソコン等のOA器機類は、日頃より人目に触れない場所に収納する。

### (2) 外出時

- ▶ 旅券(パスポート)は必要に応じてコピーを携行する。
- ▶ 服装は、極度に人目を引くようなものは避ける。
- ▶ 自動車内には、座席等外から見える場所にハンドバッグ等を置かないよう気をつける。
- ▶ 夜間は単独で人通りの少ないところに出歩かない。
- ▶ 野犬や放し飼いの犬が多いので、咬まれないよう気を付ける。

## 4. 被害にあった場合の対策

- ▶ 必ず警察(電話911)に届け出る。必要であればポリスレポートを発行してもらう。
- ▶ 支援要請が可能な海外旅行保険会社等に連絡する。
- ▶ 必要な場合は日本国大使館に報告し、援護を求める。

## 5. 夜間外出制限

パラオには外出制限があり、コロール州においては18歳未満の未成年は法定代理人の管理責任の下、21歳以上の同行者がいる場合を除き、午後10時から翌朝6時まで外出が禁止されています。

# 3 医療・衛生事情

パラオの年間平均気温は摂氏28度、平均湿度は83%と高温多湿で一年間を通じて雨が多いため、細菌やカビなどが繁殖しやすく、食中毒など消化器系の疾病が起こりやすい環境にあります。日頃より、生水は飲まない、脱水症にならないよう水分補給を充分する等を心掛けて下さい。また紫外線が日本の7~8倍と言われているので、昼間の外出時は帽子、サンングラスの着用等の日焼け対策が必要です。

近年デング熱の流行が続いています。2018年12月にはこれまでに発生していなかった新しいタイプのデング熱が発生しました。日頃から情報収集と対策に留意しておく必要があります。デング熱には予防接種も予防薬もありませんので、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。肌の露出を避け、防蚊剤を使用するなど、感染の予防に努めてください。

コロール市内には国立病院がありますが、パラオにおける医療レベルは十分とは言えず、大きな怪我や病気で専門的な治療が必要な場合は国外へ緊急搬送が必要となる場合があります。その際には診療費、入院費、緊急移送費など多額の費用が必要となります。事故、病気に備え自己の負担を軽減するためにも海外旅行保険への加入をお勧めします。

また、輸血の際は、血液のストックが少ないため、同じ血液型のボランティアを募って採血する場合があります。交通事故や

出産の際には、血液が不足するという事態も発生します。

パラオ国立病院には、スキューバダイビングの際生じる潜水病などに対応する減圧チャンバーの設備はありますが、担当医師や技師の有無、メンテナンスの状況等によって使用状況に影響があります。また医療費は高額であり、その他の医療設備も日本のように完備されたものは期待できません。

# 4 海難事故

パラオは、スキューバダイビング、シュノーケリング、サーフィン、釣り等マリンスポーツが観光のメインとなっており、2019年統計では年間19,742人の日本人がパラオを訪れています。

邦人旅行者のダイビング、シュノーケリング中の死亡事故が発生しています。マリンスポーツをされる方は、悪天候や海がしけている時などは自らの技術を過信することなく、当局の勧告や現地の人々の声に耳を傾け慎重に行動し、また自分の体調や技術以上に無理をせず、安全なマリンスポーツを心がけることをお勧めします。

# 5 交通事情と事故対策

## 交通事情と運転時の留意事項

パラオ国際空港からコロール州内への主要道路及び、バベルダオブ島を周回するコンパクト道路はよく整備されていますが、脇道は未舗装のところも多くあります。車道は右側通行となっており、運転技術やマナーは各人各様です。夜間には飲酒運転や、スピードの出し過ぎにより、死亡につながる事故も発生しています。

また、当地では歩行者保護の設備(歩道、歩道橋、信号付きの横断歩道、ガードレール等)が整備されておらず、歩行者への注意も必要です。夜間は地元警察のパトカーによる巡回が行われ、違法運転の取締りを行っています。

車を運転する際には以下のようなことに注意して下さい。

- ▶ コンパクト道路を除く主要な道路の制限速度は25マイル(40km)となっている。また、道路が片側一車線で 追い越しは禁止となっている場所が多いのでスピードの出しすぎに気を付ける。
- ▶ カーブ時に、中央線をはみ出し、対向車線内を走行する車が多いので注意する。
- ▶ パラオでは街灯のない暗い道が多く、飲酒運転車も走行しているため、事故に巻き込まれないよう夜間の運転は特に注意する。

- ▶ 車自体の盗難もありますが、備え付けのカーオーディオやタイヤの盗難等もあるため、ドアは施錠し、人気の少ないところや暗い場所での長時間の駐車はできるだけ避ける。

- ▶ 多くの自動車は保険に加入していないため、事故の際は、その大小にかかわらず警察を呼ぶこと、また、自身の車は、自動車保険に加入することをお勧めする。

# 6 投資活動

パラオでは観光関連ビジネスを中心とした多くの日系企業が事業を展開しています。事業を始めるに当たっては外国投資委員会

(Foreign Investment Board) 事務所にて手続きを行い、国内法令などを入手し、パラオのビジネス制度をきちんと把握することが大切です。土地所有権などトラブルが発生するケースもありますので、事前の調査を慎重に行ってください。

# 7 緊急時対処マニュアル

平素の準備と心構え

## 1. 在留届の提出

パラオに住居を定めて3か月以上滞在される場合には、大使館に在留届を提出することが義務付けられています。また、届出内容(住所、電話番号、電子メールアドレス)を変更した場合及び帰国の際には、必ずその旨ご連絡下さい。

大使館から、届出のあったメールアドレス宛に安全情報を提供しています。パラオで天災や重大な事故・事件が発生した場合、在留届により安否確認が行え、事故に遭われた方の連絡先を確認して必要な救援措置が行えます。

3ヶ月未満の場合も外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録する事をお勧めします。https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

## 2. 連絡体制の整備

自然災害に備えて、家族や企業等で緊急連絡網を作成し、日頃からその連絡方法について決めておき、お互い所在を明確にするよう心がけましょう。

## 3. 避難場所

災害発生時には被害状況を把握するとともに、正確な情報の収集に努め、危険な場所には近づかないようにして下さい。避難場所については、常日頃からその場所を検討しておくとともに、いくつかのケースを想定し、状況に応じて一時避難場所を決めておくようにしましょう。なお、災害時は車両を使用することができないことも十分考えられますので、徒歩による避難場所へのルートも確認しておきましょう。

当館ホームページ領事情報/安全情報に台風・津波指定避難場所を掲載しておりますのでご確認ください。  
http://www.palau.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/b\_000026.html